

令和3年4月26日

## 本会の新型コロナウイルス感染防止対策

公益社団法人大阪府建築士会

令和3年4月25日～5月11日まで緊急事態宣言が発出されたことにより、本会ではこの期間について、下記の対応を行います。なお、感染状況により期間が延長された場合は、その期間に準じます。

事業名		対策	
1	理事会	理事会は議決権のある理事及び監事による開催とし、Web 併用による会議とする。 但し、正副会長及び部門長、専務理事は原則として実出席とする。	
2	部門会議、委員会、勉強会等	Web 会議又は、Web 併用による会議とする。	
3	会議時間	府の外出自粛要請により、20時までとする。	
4	法定講習等 (定期講習、監理技術講習等)	国交省等の判断に従い、コロナ感染防止対策を行い実施する。	
5	本会主催の講習会、研修会、 見学会等一般募集事業	受講人数は会場定員の50%以下とし、検温、マスク着用、手指の消毒などのコロナ感染防止対策を行い実施する。 なお、講師や見学受入れ先等の諸事情によって、延期または中止を検討する。	
6	建築相談	電話相談	期間中は中止する。
		面接相談	
		現地相談	
7	インスペクション業務	期間中の現場調査は中止する。	
8	木造耐震診断業務	期間中の現場調査は中止する。	
9	大阪市高齢者住宅受託事業	大阪市の判断に従い、書類審査は通常通り行い、訪問審査は宣言期間終了まで中止する。	
10	建築物耐震評価委員会	期間中は中止する。	
11	地方公共団体、公益法人等 への公職派遣	依頼先の判断に従い、対応する。	
12	事務局	事務局は通常通り業務を行なう。 時間外業務が生じた場合は、府の外出自粛要請により20時までとする。	